

豊田・弁慶&焼山エリア利用申請書

豊田クライミング協会御中

私は冷田自治区と貴会が交わした協定書抜粋を読み、貴会からの説明も受けて、その内容をしっかりと理解しました。

私は、以下の遵守事項及び禁止事項等を守り、冷田自治区の環境美化作業や地域行事等の協力依頼を受けたときは自発的に参加して地域住民との良好な関係づくりを図り、地域の振興及び活性化に寄与し、貴会とともに自らも率先して市道等の清掃活動や地域への貢献活動に努め、かつ、単なる利用者ではなく、一人のクライマーとして岩場エリアの管理や運営にも積極的に参与することをお約束して、冷田自治区の岩場エリアの利用許可を申請いたします。

1. 遵守事項

- (1) 指定の運営協力金を支払います。
- (2) 岩場エリアは別途図面で指定された範囲のみ(弁慶エリアと焼山エリア)を利用します。
- (3) 駐車については、自治会及び貴会の指定する場所に駐車します。
- (4) 駐車場所が満車の際は、他エリアへの転進します。
- (5) 駐車による事故、紛失などについては自己の責任で解決いたします。
- (6) ゴミは全て持ち帰ります。
- (7) 指定のSNSグループ(BAND「冷田クライミングクラブ」)に入り利用時に入山の報告をします。
- (8) 駐車した車両のダッシュボード付近に駐車許可証を掲示します。
- (9) 利用時には入山許可証は携帯します。
- (10) クライミング後はチョーク跡を掃除します。
- (11) 写真・動画のネット掲載時には、当該エリア利用に冷田自治区又は貴会の許可が必要なことを明記します(エリア入り口のネット掲載はNG)。

2. 禁止事項

- (1) 火気の使用(焚火、ジェットボイル等の火器、ヒーター、タバコ、蚊取り線香等)
- (2) 植物(ささゆり、山野草、きのこ、山菜、花木等)の採取、樹木及び岩石等の持ち出し
- (3) エリア内における工作物(ボルト、木材等を用いたランディング等)の設置
- (4) ごみの不法投棄
- (5) 夜間のエリア内宿泊及び照明器具を使用した夜間のエリア利用
- (6) 私有地への無断駐車
- (7) 市道沿いへの路上駐車(道路交通法に適合し、安全性が確保できる場合は除外)
- (8) 既成課題のチッピング(岩に設定されたコースを故意に削るなどして形状を変化させること)
- (9) 許可証の転貸及び譲渡
- (10) 開拓や金具設置(冷田自治区内の岩場を利用する豊田クライミング協会会員同伴時は除外)
- (11) 地域住民に不安を与えるような車両の危険運転
- (12) その他、冷田区や貴会の信頼を損ねるような行為

3. その他

- (1) 私は、上記を守らなかった場合、私の岩場の利用が禁止されること及び私が納付した運営協力金は一切返還されないことに同意します。
- (2) 私は、クライマー側の行為が理由となって岩場の利用が禁止になった場合は、私が納付した運営協力

金が一切返還されないことに同意します。

- (3) 私は、重大事故を発生させた場合は、直ちに貴会に連絡致し、後日に報告書を貴会に提出します。
- (4) 私は、室内ジムに比べ高い危険性 (ボルトの緩み、ホールドの剥離、落石、墜落距離、ランディングの悪さ、マダニ、毒ヘビ、イノシシ、ウルシ、落雷等) が岩場エリアに内在していることを良く知っています。しかし、これらのリスクを甘受し十分注意を払いながらクライミングを行います。また、生命身体の危険に係る問題点を発見したときは、可能な応急処置を実施し、問題点を速やかに貴会に報告します。
- (5) 私は、貴会に強く勧められた個人賠償責任保険、遭難捜索保険、運動危険担保付き傷害保険加入を真摯に検討します。
- (6) 個人情報に変更があった場合は速やかに通知いたします。

西暦 年 月 日

ふりがな					
氏名					
生年月日					
郵便番号					
住所					
Emailアドレス					
ラインハンドル ネーム					
携帯番号					
緊急連絡先電話					
車種		車色		車No	

※本書は、リストにして自治会に提出することがあります。ご承知おきください。

※ご記入頂いた個人情報を、裁判所や警察機関など公共機関などから提出要請があった場合以外、第三者に譲渡または利用することは一切ありません。